

国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 競争試験による採用(第3条・第4条)</p> <p>第3章 選考による採用(第5条―第11条)</p> <p>第4章 昇任(第12条・第13条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第3章 選考による採用 (教育職員の選考採用)</p> <p>第6条 第3条第2項第1号に規定する教育職員の採用については、<u>教育研究評議会が教員人事に関する基本方針を策定したうえで、部局等の教授会又は運営委員会等に委任して選考を行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項及び前項の規定は、既に本学教育職員として勤務する者が選考される場合にも準用する。</u></p> <p>第4章 昇任</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 競争試験による採用(第3条・第4条)</p> <p>第3章 選考による採用(第5条―第11条)</p> <p>第4章 昇任(第12条・第13条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第3章 選考による採用 (教育職員の選考採用)</p> <p>第6条 第3条第2項第1号に規定する教育職員の採用については、<u>学長が教育研究評議会の議を経て、教員人事に関する基本方針を策定する。</u></p> <p>2 <u>国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程(以下「教育研究評議会規程」という。)第2条第2項の規定により、教育研究評議会が必要と認める事項については、部局等の教授会又は運営委員会に委任して選考を行う。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定は、既に本学教育職員として勤務する者が選考される場合にも準用する。</u></p> <p>第4章 昇任</p>

<p>(教育職員の昇任)</p> <p>第 12 条 教育職員の昇任については、<u>教育研究評議会が教員人事に関する基本方針を策定したうえで、部局等の教授会又は運営委員会等に委任して選考を行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(教育職員の昇任)</p> <p>第 12 条 教育職員の昇任については、<u>学長が教育研究評議会の議を経て、教員人事に関する基本方針を策定する。</u></p> <p><u>2</u> <u>教育研究評議会規程第 2 条第 2 項の規定により、教育研究評議会が必要と認める事項については、部局等の教授会又は運営委員会に委任して選考を行う。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
--	--

附 則 (教規程第 5 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。